

**土地利用構想（合同会社SSG10）に係る調整会（午前の部）
会議要録**

1 日時

令和6年12月18日（水） 午前9時30分から12時まで

2 場所

市役所 本庁舎5階 503会議室

3 出席者

- (1) 請求者 2名
- (2) 事業主 合同会社SSG10 5名
- (3) 事務局 都市計画課 5名

4 傍聴者

3名

5 議事

土地利用構想に係る意見書及び見解書の内容の確認及び整理

(1) 事業主

合同会社SSG10

代表社員 三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社

職務執行者 浅野 元宣

(2) 事業場所

小平市天神町一丁目59番1

(3) 土地利用目的

データセンター

6 資料

- (1) 調整会開催請求書
- (2) 土地利用構想届出書の写し
- (3) 事業主側の今後の手続きの流れ（事業主より提示）

事務局：都市開発部都市計画課開発指導担当

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今から土地利用構想に係る調整会を始めさせていただきます。

この調整会は、小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例第12条第2項により、周辺住民からの調整会開催請求に基づき開催いたします。

同条例施行規則第15条第1項により、この調整会は公開となり、傍聴が可能となります。また、後日、議事録を市ホームページに掲載することから、記録のため、録音させていただきます。傍聴希望者は3人です。それではお入りください。

はじめに、次第1、関係者紹介といたしまして、事務局の紹介からさせていただきます。

こちらから、都市計画課長と以下4名でございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、事業主の自己紹介をお願いします。

(事業主)

合同会社SSG10及び設計者です。よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

次に、調整会請求者の自己紹介をお願いします。

(請求者)

請求者A、Bです。よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、次第2、調整会の開催に当たりまして都市計画課長から一言ご挨拶をさせていただきます。

(都市計画課長)

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日の調整会において、事業主と周辺住民の方が直接顔を合わせ意見交換することで、互いの立場や状況を理解していただき、互譲の精神を持ってより良いまちづくりをしていただきたいと思いますと考えております。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、以後、座ってご案内させていただきます。

次第3、調整会の注意事項等をご説明いたします。

今回の調整会につきましては、開催請求書が4件提出されたことから、午前の部と午後の部に分けさせていただきます。午前、午後とも2名ずつご出席いただいております。

この調整会は、見解書の内容を確認し、相互の意見を調整する場となります。意見に対する見解を説明し、明確にすること、相互の論点が整理されることを目的としております。調整会で取り扱う内容は、意見書及び見解書に記載された内容に限られておりますのでご注意ください。

なお、論点は整理されても、折合いがつかない場合や平行線のまま調整会を終えることも想定されますが、それで話し合いが終わるわけではなく、調整会において整理された状況に基づき、別途話し合いを行ってください。

大声を出して話し続けるなど、会の進行を妨げるような言動があった場合には、事務局で判断し、会を取りやめることもありますのでご注意ください。

続いて傍聴人の方にご案内いたします。会議中の発言や拍手等はおやめ下さい。会の進行に支障があると事務局が認めた場合は、退室をお願いすることもございますので、ご了承ください。写真撮影及び録音はお控えください。携帯電話などの通信機器は、マナーモードの設定にするようお願いいたします。

続いて傍聴人席においてあります配布資料の確認をお願いいたします。調整会開催請求書と土地利用構想届出資料の組合せが1セットでございます。また、本日事業主より追加資料による説明を行いたいとの要望がございました。請求者様の机上に配布させていただいておりますが、こちらの資料を使用しながら調整会をすすめてもよろしいでしょうか。

(請求者A氏、B氏)

よろしいです。

(事務局)

ご了承いただきましたので、追加資料も含めてすすめていきます。

また、配布いたしました資料は閲覧用であり、お帰りの際に回収させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、この後の流れをご説明いたします。

午前の部は、2件の開催請求書について話し合いを行います。

1件の話し合いの時間を60分とし、交代制で進めさせていただきます。終了5分前と終了時にお声がけいたします。

事前に調整させていただきましたとおり、請求者A様、B様の順番で話し合いを行います。A様が終わりましたら、5分程度休憩をお取りいたします。

初めに、請求者より請求書の要点をご説明いただき、事業主はこれに回答してください。その後、さらなる質問やご意見のやり取りをしていただきます。

なお、本日の調整会で事業主の検討や確認の必要が生じた際などは、請求者は延長として2回目の調整会の開催を請求することができます。

話し合いが終了しましたら、調整会第2回目の開催を希望するか、または、個別の話し合いに移っていくか、ご希望を賜ります。

また、事業主においては、この場で回答できる内容については出来るだけ回答して頂き、なるべく保留事項が残らない様をお願いいたします。

それでは、次第4、1件目の開催請求書について、始めさせていただきます。請求者A様、調整会開催請求書の要点についてご説明をお願いします。

(請求者A氏)

私は、請求書において大きく4点挙げておりますので、順番に質問いたします。

まず1点目、事業にあたっては緑地ではなく公園の設置を要望したことに対して、周辺に公園があるので自主管理緑地にしたとの回答でした。小平市の開発条例における「公園等」に自主管理緑地が含まれていることは理解しておりますが、周辺に公園があるからという理由については腑に落ちません。自治体によっては、開発に該当すれば無条件で公園設置を求めるところもあると聞きます。また、約2ヘクタールと広大な事業地に対して、どこを起点にして、周辺に公園があると考えているのでしょうか。

小平市の課題として、小さい公園が点在しており、維持管理の手間が大きいことと認識しています。この事業地に対して、6%の公園を作ってくれば、周辺の公園よりも大きいものとなり、良好な環境とまちづくりに寄与すると考えたので、要望しました。

(事業主)

本事業は、都市計画法第29条の規定による開発許可に該当しないため、6%の提供公園か10%の自主管理緑地を選択できます。今回、事業主側で10%の自主管理緑地を選択させていただきましたが、事業地周辺は道路が狭く感じられたため、自主管理緑地のすぐ横に自主管理緑地に追加して2mの歩道状空気を設けて歩道を拡幅するほうが、公園を設けるよりもまちづくりに有益であると考えています。

(請求者A氏)

開発を行う際には、前面道路の幅員は9m必要となるのではないのでしょうか。歩道状空地は、公開空地ではなく、開発許可上必要となる道路幅員のために設けたものではないのでしょうか。基準について、都市計画課に質問したいです。

(事務局)

事業主より、本事業は都市計画法の開発許可不要と確認したとの報告を受けておりますので、市の開発条例の整備基準のみが適用されます。条例上、前面道路のセットバックについては、旧道路中心線から3m後退する旨規定されており、今回の事業地ではすでに敷地の境界線が旧道路中心線から3m後退していることから、条例上のセットバックは不要となります。

(請求者A氏)

全国の他の市区町村の開発条例と比較して、今回の大きい事業規模で小平市の条例が、その指導ではかなり緩いものとなるのではないのでしょうか。

(事務局)

市へのご意見につきましては、調整会終了後に個別に伺います。

(事業主)

私たちも、道路が狭いことは認識しており、歩道状空地に限らず車道を拡幅することについても検討しております。

(請求者A氏)

今の計画の歩道状空地はとにかく一直線であるため、無味乾燥です。蛇行させる等してボンエルフ道路的な手法を取り入れる等の工夫ができないかと考えています。このような設計を取り入れることにより、特徴ある街並みとなるのではないかと思います。

小平市には、魅力ある都市施設や環境が少ないので、デザイン性のある建物や歩行者空間が出来れば街としての価値が上がるので、もっと建築計画を練って考えてください。

(事業主)

現在の計画では、歩道状空地と自主管理緑地の間にフェンスを建てる予定ですが、不法投棄の問題等が克服できてフェンスを緑地の内側に配置することができれば、より柔軟な計画とできるのではないかと考えています。

この街区の一番の課題は北側道路であると認識しており、現状夜は暗く、かといって眩しく照らすのも考えものなので、デザイン的手法で解決できるものがあれば積極的に取り入れていきたいと考えています。

(請求者A氏)

ぜひお願いしたいです。

次に2点目です。圧迫感の影響を考慮し、分棟を要望しましたが、分棟ではなく外観上分節したデザインにするとの回答でした。外観上分節したデザインとはどのようなものでしょうか。地上部と高層部で色を使い分ける手法等があると思いますが、このあたりを詳しく教えてほしいです。

(事業主)

分棟案にすれば圧迫感が解決するとは考えておりません。建物を分棟にすると、棟を繋ぐ渡り廊下が必要となり、結果として建物の幅が広がることとなります。極力建物を敷地の中央に集め、廊下を省くために1棟で計画しています。

例えば、意匠上、数棟に見えるように塊を分け、大きさの違う箱を組み合わせたような形とすることで圧迫感の軽減に努めたいと考えています。

(請求者A氏)

期待しています。

次に3点目です。日照権は憲法、民法にある概念であり、近隣説明会レベルでの住民の反対で高さを削る、付属施設の配置を変える等の過去事例も多くあります。建築基準法は最低限の基準を建築主及び建築事業者に求めているものであり、確認申請が許可にならないので現状の計画は当然合わせる必要がありますが、日照権に関する事業者の考え方をお聞きしたいです。

(事業主)

日照権は法律の条文上で明確な規定はありませんが、過去の判例等である程度認められていることは理解しています。今回は事業性もあるので、建物の高さを低くすることは難しいですが、デザインの工夫により対応したいと考えています。

(請求者A氏)

近隣市においては、工業地でのマンション建設について条例で規制しているケースがあると聞いていますが、市はご存じですか。

(事務局)

近隣市の状況については把握しておりませんが、市内においては、実現には至っていないものの、工業地にマンションを建築する際に地区計画を策定する話が出たことはございます。

(請求者A氏)

準工業地域は中小企業の産業振興を促進する地域と認識しておりますが、データセンターは中小企業の産業なのでしょうか。

今回の建地を含めた周辺では企業の工場や研究所などが土地を売却し、その後にはマンションや戸建て住宅が建設されたのが殆どです。天神町はもはや住宅街であり、準工業地域の用途ではなくなっているのではないのでしょうか。もっと細かい規制や用途地域の変更などが必要と感じます。準工業地域は他の用途地域と比べていろいろな用途の建築物を建てることが出来て、雑多な建物が建ち環境が悪化している印象です。

最後に4点目、屋上緑化についてです。計画においては、東京における自然の保護と回復に関する条例と小平市の開発条例における緑化基準の両方を満たす必要があると認識しています。自然保護条例上必要としている屋上緑化をどのくらいするのか質問したところ、屋上は設備が多く、緑化のための面積が確保できない為、地上部分で賄うとの回答がありました。

自然保護条例において、屋上緑化が困難である特段の理由があるときは、但し書きを適用して地上部の緑化を算入してよいとのことですが、設備計画上の問題は特段の理由に該当するのでしょうか。また、壁面緑化などは検討されているか伺います。

(事業主)

まず、設備機器を屋上に設置することとした我々の意図としては、設備を地上に置くと騒音等が近隣住宅地と近くなってしまうので、なるべく敷地中央に配置した建物の屋上に置きたいと考えて計画しています。

基準に関しては、屋上分を地上に割り振ってもよいとされています。今回は、住民から見たときにより豊かに見えるように、歩道状空地の周りにふんだんに緑地を設けさせていただきました。

壁面緑化は検討可能ですが、歩道状空地沿いのフェンスや塀の緑を厚くすることもデザイン上の工夫になると考えています。面積よりも見た目や印象をディスカッションさせていただきながら作り上げていきたいです。

「小平市の関係機関との協議時期はいつか」というご質問もありましたので、今後のスケジュールについて、補足でご説明します。

現在は構想の途中で、今後、中高層条例や確認申請の手続きを経て新築工事の着工となります。来年の春くらいから施工者の選定を始め、決定後、中高層の説明会に合わせて新築工事の説明ができればと考えています。条例上の説明会は来年5月までにはございませんが、お問合せ等あれば都度対応いたします。現在、様々な事情により工事施工者が見つからない状況であり、施工者選定が遅くなればその分スケジュールは後ろにずれ込みます。

(請求者A氏)

建築基準法の別表第1の特殊建築物で、データセンターの用途は何になりますか。

(事業主)

その他の用途、になると思います。

(請求者A氏)

この建物は鉄骨造ですが長大であるため、EXP.J(エキスパンションジョイント)を使用するのですか。RC造でないので必要無いとは理解していますが。

(事業主)

エキスパンションジョイントは使用せず、建物は1棟で、免震構造です。

(請求者A氏)

解体の時に、土壌汚染の対応をされていたと思いますが、有害物質が見つかったのでしょうか。

(事業主)

除去しなければいけない指定物質はありませんでしたが、指定外の油が敷地北側から発見されたことから、北側の近隣住宅に流れ出ないように、将来的なトラブルを未然に防ぐため、自主的に処理しました。土壌汚染対策法上の有害物質ではございません。

(請求者A氏)

私が話したいことは以上です。

(事務局)

以上で話し合いを終了いたします。ここで、延長として第二回目の開催を希望されるか、個別の話し合いに移行するか、ご希望を伺います。

(請求者A氏)

二回目の調整会開催は希望しません。

(事務局)

分かりました。

それでは、調整会は終了となりますが、引き続き当事者間で話し合いを行ってください。

以上で、調整会を終了いたします。

一旦休憩ののち、請求者B様の話し合いを行います。

—休憩—

(事務局)

それでは調整会を再開します。請求者B様、調整会開催請求書の要点についてご説明をお願いします。

(請求者B氏)

最初に、私たち住民が今一番不安に思っていることをお話しします。他市で稼働しているデータセンターは、その企業の建物に併設しており、責任者が明確で、何かあったときにすぐに対応して下さることが目に見えて分かります。その企業が事業の計画から工事中、稼働後まで関わり、社員もその場所に常駐して住民とともに生活しているので、何かあれば責任を取るという姿勢が伺えます。今回の計画は、相手先がよく分かりません。計画する会社、建てる会社、運用する会社、中のデータを扱う会社、稼働後に管理する会社が明確でなく、何かあったときにどこに訴えれば良いかがわからない点が一番不安です。この部分を本日は明確にしたいと思っています。

事業においては、様々な会社が複雑に関係しているようですが、最終決定権は誰が持つのでしょうか。

(事業主)

本事業においては、複数社が資金を出し合う合同会社が事業主となっているため、資金を出す割合で責任が決まります。

(請求者B氏)

今回の合同会社は本日いらしている複数社が合わさるような形でしょうか。

(事業主)

合同会社は資金を集めるためのペーパーカンパニーのようなもので、その出資者たちを取りまとめるのが私たちの役割です。最終的には、合同会社が工事を発注します。

(請求者B氏)

データセンターが稼働し始めたら、合同会社は解散しますか。

(事業主)

解散はしません。ただし、他社に売却される可能性は想定されます。

(請求者B氏)

工事中やデータセンターの稼働後の窓口がよくわかりません。

(事業主)

工事期間中の工事に係るお問い合わせは、工事施工者が窓口となります。建物完成後は建物を所有するのは合同会社ですが、建物管理は現地で設備の保守管理をする別のビル管理会社が行うこととなるため、苦情等があった際には、管理会社が窓口となり、合同会社に報告が上がります。現地には、管理者兼従業員が常駐していると思っていただければ結構です。

(請求者B氏)

データセンターの利用顧客は、日系企業でしょうか。外国の企業も入るのでしょうか。

(事業主)

外国企業が多いと思います。

(請求者B氏)

一部報道等では、中国の企業が日本のデータセンターを利用することで、日本のデータを海外に流しているような情報があり、心配です。今回のデータセンターは、中国の企業が丸ごと使用することになりますか。

(事業主)

可能性としては限りなく低いですが、ゼロではありません。事業主としては、米国の企業を優先したいと考えています。

(請求者B氏)

他の外国企業も利用顧客となり得ますか。

(事業主)

積極的に入れたいとは思っておりませんが、可能性はあります。

(請求者B氏)

国の方針としては、データセンターは災害に備えて地方に分散する、また施設の冷却のために寒い地方に建設すると聞いています。地方に大きいデータセンターを設ける方針となっているなか、なぜこの地にデータセンターを建設するのでしょうか。

(事業主)

国の方針は理解しており、将来的に地方に分散していくと思われませんが、そのためには他にも整備等が必要で時間を要します。現在、データ通信需要の増大に伴い全国的にデジタルインフラが不足しており、東京でもデータセンター建設が増えている状況です。

(請求者B氏)

数年後、地方のデータセンターが活発になった際に、利用顧客がそちらに出て行ってしまわないでしょうか。利用顧客が出て行ってしまい、今の建物が不要となった際に、中国の企業が入っていることが不安です。仮に撤退することになった際は、地下構造物等を含めてすべてを撤去してもらうことを今から約束してほしいです。

(事業主)

利用顧客と建物のオーナーは別であり、外国企業が利用顧客となっても、そこに建物の管理責任があるということにはなりません。

最終的に更地に戻すことをお約束するのは難しいと考えています。私たちも、以前の所有者から建物込みで土地を購入し、次の使用目的のために自分たちで解体しました。私たちが撤退するとして、別のデータセンター事業者が購入すれば、建物をそのまま利用することもあるのではないのでしょうか。

(請求者B氏)

データセンターは燃料タンクや高圧線の引き込み管等、特殊な設備が多いので、別の土地利用目的のために撤去するとなると膨大なお金がかかると思います。そんな難しい土地を買う人がいるのでしょうか。ですからデータセンターの建設には反対です。

(事業主)

次の事業者次第なので、この場で撤去についてお話しすることは難しいです。データセンターから別の建物への建て替えはそこまで特殊なことではなく、大いにあり得ると考えています。更地引渡しとするか、建物をそのまま引渡すかどうかは、売買の際に決めることとなります。

(請求者B氏)

今の事業主が撤退する際に、次の買い手が決まらないことが心配なので、データセンターは建設してほしくないと思います。

(事業主)

データセンターの建物躯体自体は、50年程度の寿命があります。もし私たちが撤退した際、買い手が付かずに建物が放置されることが不安かと思いますが、我々も運営していく上で、50年使える建物をなるべく有効に使いたいというのが基本的な考えです。

(請求者B氏)

今回の計画地は西側に民家が隣接しておりますが、これまでに御社が手掛けた事業で、民家が隣接している事例はありましたか。

(事業主)

研究所が隣接している事例はありました。また、隣接地がマンションという事例もございます。

(請求者B氏)

今回の計画のようにこれだけ民家が近接した事例がほとんどない中、騒音や、気温上昇、電磁波、風などによる影響は、これまでの経験では参考にならないのではないのでしょうか。前例のない状況で建てるのだから、前例のない保障をしてほしいです。現地を見た上でもこの近接した計画なののでしょうか。

(事業主)

現地は確認しております。

他自治体で建設したデータセンターにおいては、非常用発電機を屋外に設置した事例があります。非常用発電機は稼働時に大きな音が発生し、月に一度の定期点検があることから、今回の計画では点検時の音に配慮し、建屋の中で、かつ最上階に設置する予定です。他の騒音を発する機器についても屋上に集約しています。

住民対応という点においては、建物が完成してからも、引き続き事業主が住民の皆様の窓口となっている事例もございます。

(請求者B氏)

騒音は上に上がるので、マンション高層階には聞こえます。単に屋上に設置するだけでは済まないと思います。

(事業主)

屋外に設備機器を設置しているものに比べれば、建物の中に置きますので、音は小さくなると考えています。

(請求者B氏)

前回の説明では、室外機はバルコニーに設置するという話ではなかったでしょうか。

(事業主)

サーバー冷却用の空調の室外機は、屋上にまとめて設置して周囲に囲いを設けますが、オフィス用の空調の室外機はバルコニーに設置します。

(請求者B氏)

データセンター稼働後の問合せ窓口は、どこになるのでしょうか。

(事業主)

現在の窓口か、管理会社になりますが、今、建物完成後の問合せ窓口の案内方法を考えております。当初、自治会へのご案内を考えておりましたが、自治会がない地域や自治会に加入されていない方もいるとのことなので、皆様に情報が行き渡るようにします。

他のデータセンターでは、騒音が特に大きい発電機の定期点検の際には、事前に周辺住民の皆様にアナウンスしています。

(請求者B氏)

それらの事例でも、住宅に隣接はしていないのですよね。

施工者が決まらなないと返事がいただけないことが多々ありますが、中高層条例の説明会までに説明会をしてもらえますか。以前問合せた際には、説明会はしないとされました。

(事業主)

地域全体を対象とした説明会は予定しておりませんが、お住まいの位置で影響の度合いが異なりますので、同じエリアで数名集まっていたいただいたところへ説明に伺うことは可能だと考えております。

(請求者B氏)

案内が配布された範囲より外の住民も説明会への参加は可能でしょうか。

(事業主)

範囲より外だからということで参加を断るようなことはございません。

(請求者B氏)

この場所は学校が近く、工事期間も長いので、50メートルより外の方々も心配しています。

(事業主)

構想の説明会のご案内は学校へお持ちしております。工事のご不安については、学校や警察等

と連携しながら、住民の皆様が少しでも安心できるようすすめていくつもりです。

(請求者B氏)

工事車両の経路は、いつ決まりますか。

(事業主)

施工者が決まってからです。これまでいただいたご意見については施工者にしっかり伝達し、そのご意見を考慮した工事計画となるよう配慮することは可能だと考えております。

(請求者B氏)

敷地北側道路を東へ向かうと、新小金井街道に出る交差点部分の幅員が狭く、信号が変わるタイミングも早いので、大型の工事車両の通行は厳しいと思います。かといって敷地南側道路の新小金井街道との交差点部分の幅員も同様に狭いため、こちらを通るなら交通誘導員をつけてほしいです。また、敷地北側の中央あたりの道を北へ抜けると、青梅街道に出ますが、う回路がないので、この辺りに工事車両を駐停車することもやめて欲しいです。

(事業主)

そう言った地元の事情を教えていただけるとありがたいです。

(請求者B氏)

是非、雨の日に現地を見てもらいたいです。傘を差して歩いていると、道路の様子が変わります。また、4月から6月は、新入生が多く通ります。水曜日は小学校が早帰りなので、下校時間が違います。

(事業主)

学校と話をします。

(請求者B氏)

説明会には、施工者も参加しますか。

(事業主)

中高層の説明会までに施工業者が決定していれば、工事施工者が参加する工事説明も同時に行うなど、臨機応変に対応したいです。

(請求者B氏)

平面図だけでは事業内容が分かりづらいので、3D画像などの資料を見たいです。敷地に対してどのくらいの規模の建物ができるか、できるだけ早い時期に知りたいです。

(事業主)

建物だけでなく、周囲の歩道状空地などを含めた全体像が分かるような資料を今後準備します。そのあたりの進捗は今後もコミュニケーションを続けさせていただきながら、こちらからご案内します。

(請求者B氏)

私が話したいことは以上です。

(事務局)

以上で話し合いを終了いたします。ここで、延長として第二回目の開催を希望されるか、個別の話し合いに移行するか、ご希望を伺います。

(請求者B氏)

私たちの話し合いを市にも聞いてほしいので、二回目の開催を希望します。

(事務局)

二回目の調整会は、今回の調整会において不明な点や確認すべき事項について話し合うことを想定しており、今回の延長となります。

(事業主)

本日お話しさせていただいた施工者の選定や運営の話につきましては、二回目の調整会までに進むかという難しい項目もあるため、延長の内容としては限られるという印象を受けています。進捗のある内容があれば検討してお持ちするべきと考えておりますが、同じ回答をせざるを得ない可能性もあることをご承知おきいただければ、しっかりと対応させていただきたいと思えます。

(請求者B氏)

私は、市に今の状況ややり取りを聞いてほしいという思いがあります。今回の件について、市にも考えてもらいたいことがたくさんあります。市は、条例が守られているという視点でしか見えていないようですが、条例はかなり事業主寄りにつくられている印象があります。住民の味方にもなってもらいたいです。

(事務局)

市としましては、これまでも住民の皆様から直接窓口や電話でお話を伺うこともあり、皆様が悪念されていることやご要望については市でも整理しております。住民の皆様からは見えない部分ではありますが、頂いたご意見、ご要望の中で気になる点については事業主と協議しております。条例を超えた指導はできませんので、強制力のない要望にはなりますが、住民の皆様のご意見を事業主に伝え、計画に反映できないか、話し合いは行っております。

(請求者B氏)

住民が市に訴える場がないので、こうしたところで聞いてもらいたいという思いがあります。

(事業主)

提案ですが、私たちと住民の皆様の話し合いの議事録を、市に送付するというのはどうでしょうか。議事録は、住民の皆様にも確認していただき、内容に齟齬がないものを送付します。

(請求者B氏)

そのように対応してもらえらるなら結構です。

二回目の調整会開催は希望しません。

(事務局)

分かりました。今後の進め方については、またお話できればと存じます。

それでは、調整会は終了となりますが、引き続き当事者間で話し合いを行ってください。

以上で、調整会を終了いたします。